様式第１（第７条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

１　江南市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

２　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日（ただし、仮契約を締結する場合においては仮契約が締結された日）に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

　（代表者の商号又は名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（分担工事額）

第８条　各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（工区）　　構成員名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（工区）　　構成員名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（工区）　　構成員名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（工区）　　構成員名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（工区）　　構成員名

２　前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。また、発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、建設工事の請負契約の履行及び下請契約、その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第１３条　本工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　第２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　第３項の規定は、いなかる意味においても第１０条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成する。

　（構成員の除名）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

　（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項を準用するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の契約不適合責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途１通作成し、江南市に提出するものとする。

　　　　年　　月　　日

○代表構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

様式第２（第７条関係）

委任状

年　　月　　日

江南市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特定建設工事共同企業体の名称 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 委任者(構成員) | 住所商号又は名称代表者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　私は、　　　　　　　　　　　　　工事について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、下記の権限を委任します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受任者(代表構成員) | 住所商号又は名称代表者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

記

１　入札及び見積りに関する事項

２　契約締結、変更及び解除に関する事項

３　契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求及び受領に関する事項

４　契約保証金の納付及び受領に関する事項

５　その他契約締結に関する事項

６　共同企業体の結成に関する事項

７　前記事項に関する復代理人選任に関する事項

様式第３（第７条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（分担施工方式）第８条に基づく協定書

江南市発注に係る下記工事については、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

記

１　工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

２　分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　　　　　　　　　　工事（工区）　構成員名　　　　　　　　　　　工事額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　工事（工区）　構成員名　　　　　　　　　　　工事額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　工事（工区）　構成員名　　　　　　　　　　　工事額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　工事（工区）　構成員名　　　　　　　　　　　工事額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　工事（工区）　構成員名　　　　　　　　　　　工事額　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　外　　者は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途１通作成し、江南市に提出するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

○代表構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者

○構成員

住所

商号又は名称

代表者